

最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示等に関する内規

平成 2 年 12 月 28 日
公安委員会内規第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の規定に基づき山口県公安委員会が最高速度違反行為、放置行為、過積載運転行為及び過労運転(以下「最高速度違反行為等」という。)に係る車両の使用者に対して行う指示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最高速度違反行為 法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為をいう。
- (2) 過積載運転行為 法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為をいう。
- (3) 過労運転 法第66条の2第1項に規定する過労運転をいう。
- (4) この内規において「指示」とは、法第22条の2第1項、法第51条の4、法第58条の4又は法第66条の2第1項の規定により、最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対し当該最高速度違反行為等を防止するために必要な措置を採ることを指示することをいう。

(指示)

第 3 条 指示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 使用者が運転者に対し最高速度違反行為等を行うことを誘発するような行為をしていたとき。
- (2) 同一の車両について最高速度違反行為等が繰り返されたとき。
- (3) 同一の使用管理者の管理下にある複数の車両について最高速度違反行為等が行われたとき。

2 前項の規定により指示するときは、指示書(別記様式)を交付して行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第 4 条 報告又は資料の提出要求は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 同一の車両又は同一の使用の本拠において使用する車両について最高速度違反行為等が繰り返されるなど、使用者の運行の管理に問題があると認められるとき。
- (2) 指示した事項の履行状況を確認する必要があると認められるとき。
- (3) 使用制限命令の期間中又は命令期間経過後における使用者の改善状況を確認する必要があると認められるとき。

- (4) 牽引車及び被牽引車の結合体（以下「連結車」という。）による過積載運転行為が行われ、当該連結車の牽引車に係る行政上の措置を講じる場合において、牽引車及び被牽引車の使用者が異なるため、車両貸借に係る契約の内容、具体的な運行計画の策定状況等を明確にする必要があると認められるとき。

（その他）

第5条 この内規による指示等の取扱いについては、山口県警察本部長が別に定める。